

6. 障害福祉サービス等

(1) 障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）

障害者総合支援法に基づき、個別に支給決定を行います。介護給付と訓練等給付があり、利用の手続きの流れが異なります。

■ 対象者（確認に必要な物）

- ① 身体障がい者 ・身体障害者手帳
- ② 知的障がい者 ・療育手帳
・療育手帳をお持ちでない方で市により確認された方（市は必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認します。）
- ③ 精神障がい者 ・以下のいずれかに該当する方
精神障害者保健福祉手帳、精神障がいを事由とする年金（特別障害給付金含む）を現に受けている事を証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）、自立支援医療受給者証（精神通院）、医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードの記載があるなど精神障がい者であることが確認できるもの）等
- ④ 難病患者等 ・対象疾病に罹患している事がわかる証明書（診断書または保健所等から発行される指定難病特定医療費受給者証等）
- ⑤ 児童 ・①～③の手帳等
・特別児童扶養手当等を受給している事を証明する書類
・障がい者手帳や特別児童扶養手当等を受給していない場合は市（保健センター含む）が対象となる障がいを有すると確認した方（市は必要に応じて児童相談所等に意見を求めて確認します。なお、障がいについては、診断名がなくても、障がいが想定され、支援の必要性が認められれば対象となります。）
・④の難病等に罹患している児童は④で必要なもの

■ 利用について

利用する前に相談、申請し、支給決定を受けてから（併せて受給者証も発行します）利用していただきます。利用については区分やその他要件等があります。手続きの流れについては28 ページ〈サービス利用までの流れ〉を参照してください。

<サービスの種類>

介護給付	居宅介護・身体介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	居宅介護・家事援助	自宅で、調理、掃除、洗濯、買い物等の援助を行います
	通院介助	ひとりで通院等を行うことが困難な方へ支援を行います（身体介護を伴う場合には、トイレ介助、車いすの介助など通院等の外出に直接関連する身体介護を行います）
	通院等乗降介助	ヘルパーが運転する車両への乗降介助、乗降前後の屋外における移動等の介助、通院先での受診等の手続きを行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います
訓練等給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	65歳未満で一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労定着支援	一般企業に在職した方に、就労に伴い生じる生活上の支援や、企業・関係機関等との連絡調整などを行います
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に対して、定期的に居宅を訪問して生活に関する確認や助言を行ったり、利用者から希望があった際には訪問、電話、メール等で相談を行います	

○補足給付（①グループホーム等家賃助成、②施設入所者の光熱水費助成）

①グループホーム等の利用者に対し、家賃の一部を助成します。実際の家賃から助成額が割引されます。

対象者 ケアホーム、グループホームを利用する市町村民税非課税の方、生活保護受給者
助成額 月額 1万円（家賃の額が1万円に満たない場合は、実際の家賃額）

②施設入所者の光熱水費助成

対象者 施設入所支援を利用している市町村民税非課税の方、生活保護受給者
助成額 日額で助成されます。助成額は収入や経費によって異なります。